



## 子ども広報員を募集します

地震や火災が発生した時の行動や備えについて学んで伝えよう!



小学生の皆さんが記者になり、子ども広報(特集ページ)を作ります(広報かつしか令和5年2月掲載予定)。今年「防災」をテーマに金町消防署の見学・取材をした後、葛飾区役所で地震車や災害に関するVR(仮想現実)などの体験を行い、学んだことを伝えます。

**【日時】**  
12月18日(日)午前9時～午後3時(予定)

**【活動場所】**  
金町消防署(金町4-15-20)、葛飾区役所

**【対象】**  
区内在住の小学4～6年生で、紙面に自分の写真を掲載してもよい方10人程度

**【申込方法】**  
11月18日(金)までにオンライン申請で(多数抽選)。

**【担当課】**  
広報課 ☎03-5654-8116



▲オンライン申請はこちら

## 児童扶養手当を受給している方へ

9・10月分の児童扶養手当を支給します。個別の通知はしません。  
**【振込予定日】** 11月10日(休)

### 児童扶養手当とは

ひとり親家庭などの自立と生活の安定のための手当です。対象年齢(18歳になった最初の3月31日(障害のあるお子さんは20歳未満)まで)のお子さんがある家庭が受給できます(所得制限があります)。

詳しくはお問い合わせください。

**【担当課】** 子育て支援課

☎03-5654-8298

## ひとり親家庭の方へ

# 貸付金や給付金などについてご相談ください

**【申し込み・担当課】** 子育て支援課(区役所4階401番)  
☎03-5654-8276

各事業の利用を希望する方は、事前にご連絡ください。

### ●東京都母子及び父子福祉資金の貸し付け

お子さんの修学などに必要な資金を貸し付けます。

**【対象】** 区内在住のひとり親家庭の母親または父親などで、20歳未満のお子さんを扶養している方

**【貸付金の種類】** 修学資金・就学支度資金・転宅資金など

### ●就労相談

就労専門相談員が、ひとり親家庭の経済的自立に向けた就職や転職、職業訓練の案内などを行います。

### 【対象】

区内在住のひとり親家庭の母親または父親で、児童扶養手当を受けているか手続き中の方

**【相談日】** 原則、月～水曜日、金曜日

### ●住まいにお困りの母子家庭の方へ

居室の提供、お子さんの養育相談などを行う母子生活支援施設への入所を支援します。所得に応じて使用料の負担があります。

**【対象】** 18歳未満のお子さんを扶養している母子家庭の方

**【入所期間】** 原則2年間

### ●就職に有利な資格を取得する場合の給付金の支給

**【対象】** 区内在住のひとり親家庭の母親または父親などで、20歳未満のお子さんを扶養し、児童扶養手当の支給を受けているか同様の所得水準の方

#### 自立支援教育訓練給付金

次のいずれかの講座を受講した場合、講座修了後に支給します。

- ▶ 区の指定を受けた、雇用保険法による指定教育訓練講座(介護職員初任者研修講座、医療事務講座など)
- ▶ 雇用保険制度の指定教育訓練講座
- ▶ 看護師などの専門資格の取得講座(修学年数4年を限度)

**【支給額】** 受講費用の80%相当額(1万6,001円～40万円)

ただし、雇用保険制度での支給がある場合は支給額を差し引いた額となります。

#### 高等職業訓練促進給付金

就職に有利な国家資格(調理師・看護師・准看護師・介護福祉士・保育士など)を取得するため、養成機関で1年以上\*修業する場合に支給します。

\*令和5年3月31日までに修業を開始する場合は6カ月以上

**【支給期間】** 修業期間(最長4年)

**【支給額】** ▶特別区民税非課税世帯 月額20万円

▶特別区民税課税世帯 月額17万500円

ただし、失業手当や遺族年金など、他に生活給付がある方は、受給額により減額または対象とならない場合があります。

**【その他】** 自立支援教育訓練給付金も受け取れる場合があります。



## 虐待かも?と思ったら...

- ▶ 子ども総合センター(児童虐待通報相談専門電話)  
☎03-3602-1389  
(月～土曜日(祝日・年末年始を除く) / 午前8時30分～午後5時)
- ▶ 児童相談所虐待対応ダイヤル ☎189(毎日/24時間)

「もしかして?!」  
**ためらわないで!**  
**☎189(いちはやく)**

## ～11月は児童虐待防止推進月間です～

児童虐待から子どもを守るためには、地域の温かい見守りが大切です。皆さんからの相談や通報が、子どもたちや家庭の支援に繋がっています。

### 虐待のサイン?

#### 地域に気になるお子さんはいませんか

- ▶ 不自然な外傷(あざ、打撲、やけど)がある
- ▶ 衣服や体などが臭う、極端に汚れている
- ▶ 表情が乏しく、笑顔が少ない
- ▶ 家に帰りがたらない
- ▶ 保護者の怒鳴り声や大きな音が聞こえる
- ▶ いつも小さい子どもしか家にいない



### 児童虐待とは

- ▶ 身体的虐待  
殴る・蹴るなどの暴力、戸外へ長時間閉め出す など
- ▶ 性的虐待  
わいせつな行為をする・させる・見せる・撮影する など
- ▶ ネグレクト  
適切な衣食住の世話をせず放置する、家に閉じ込める、医療機関を受診させない など
- ▶ 心理的虐待  
無視や拒否的な態度をとる、暴言を浴びせる、兄弟姉妹で差別する、子どもの目の前で家族に暴力を振るう など

## 子ども総合センターにご相談ください 一緒に解決策を考えます

子育てに悩み、ついイライラしてしまうことは誰にでも起こりうることです。子ども総合センターでは、子育てや家庭でお困りの時に、子育て支援のサービスや適切な相談機関をご案内し、一緒に解決策を考えます。

また、通報を受けると子どもの安全や支援の必要性を調査するために家庭訪問を行います。訪問したからといって、家庭に虐待があったと判断したわけではありません。

## 仕事や育児疲れなどで一時的に保育が必要な方へ ショートステイ・トワイライトステイ

区内在住2歳～中学生のお子さんの宿泊・夜間保育を行います。利用前に登録・申請が必要です。詳しくは、子ども家庭支援課へお問い合わせください。

▶ ショートステイ(宿泊) / 1日(24時間) お子さん1人当たり6,000円

▶ トワイライトステイ(夜間保育) / 1日(午後3～10時) お子さん1人当たり2,000円

利用料金は、利用人数・連泊数・課税状況などにより、減額・免除となる場合があります。

**【担当課】** 子ども家庭支援課(青戸4-15-14健康プラザかつしか内) ☎03-3602-1386